

## 庁議に関する訓令

〔平成14年3月11日〕  
警察庁訓令第2号

最終改正 平成31年4月1日警察庁訓令第7号

(主宰等)

第1条 庁議は、警察庁長官が主宰する。

2 警察庁次長、長官官房長及び各局部長は、必要があると認めるときは、警察庁長官に対して、庁議の招集を求めることができる。

(出席者)

第2条 庁議の出席者は、次のとおりとする。

- (1) 警察庁長官
  - (2) 警察庁次長
  - (3) 長官官房長
  - (4) 生活安全局長
  - (5) 刑事局長
  - (6) 交通局長
  - (7) 警備局長
  - (8) 情報通信局長
  - (9) 刑事局組織犯罪対策部長
  - (10) 警備局外事情報部長
  - (11) 警備局警備運用部長
  - (12) 警察大学校長
  - (13) 科学警察研究所長
  - (14) 皇宮警察本部長
  - (15) 長官官房総括審議官
  - (16) 長官官房審議官のうち警察庁長官が指名する者
  - (17) 長官官房参事官のうち警察庁長官が指名する者
  - (18) 長官官房総務課長
  - (19) 長官官房企画課長
  - (20) 長官官房人事課長
  - (21) 長官官房会計課長
  - (22) 長官官房国家公安委員会会務官
  - (23) 長官官房総務課広報室長
  - (24) 前各号に掲げる者のほか、警察庁長官が必要と認める者
- 2 前項に掲げる者のほか、付議される事項を主管する課の課長（課長に準ず

る職を含む。)又は当該事項に参画する参事官は、庁議に出席し、当該事項について説明することができる。

(付議事項)

第3条 庁議には、次に掲げる事項のうち、警察庁長官が特に重要なものとして庁議に付議する必要があると認めるものについて、付議するものとする。

- (1) 法律案又は政令案
- (2) 内閣府令案又は国家公安委員会規則案
- (3) 国家公安委員会告示案又は警察庁訓令案
- (4) 組織、定員又は予算に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、警察の制度及び運営についての重要な施策に関すること。

(次長及び長官の決裁の特例)

第4条 庁議に付議された事項については、庁議における決定をもって、警察庁次長及び警察庁長官の決裁に代えることとする。

(庶務)

第5条 庁議に関する庶務は、長官官房総務課において処理する。

附 則〔抄〕

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成14年4月1日から施行する。